



2026年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社トクヤマ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 井上 智弘
(コード番号 4043 東証プライム)
問合せ先 広報・IR グループリーダー 小澤 浩二
(TEL 03-5207-2552)

当社および当社グループ会社従業員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ

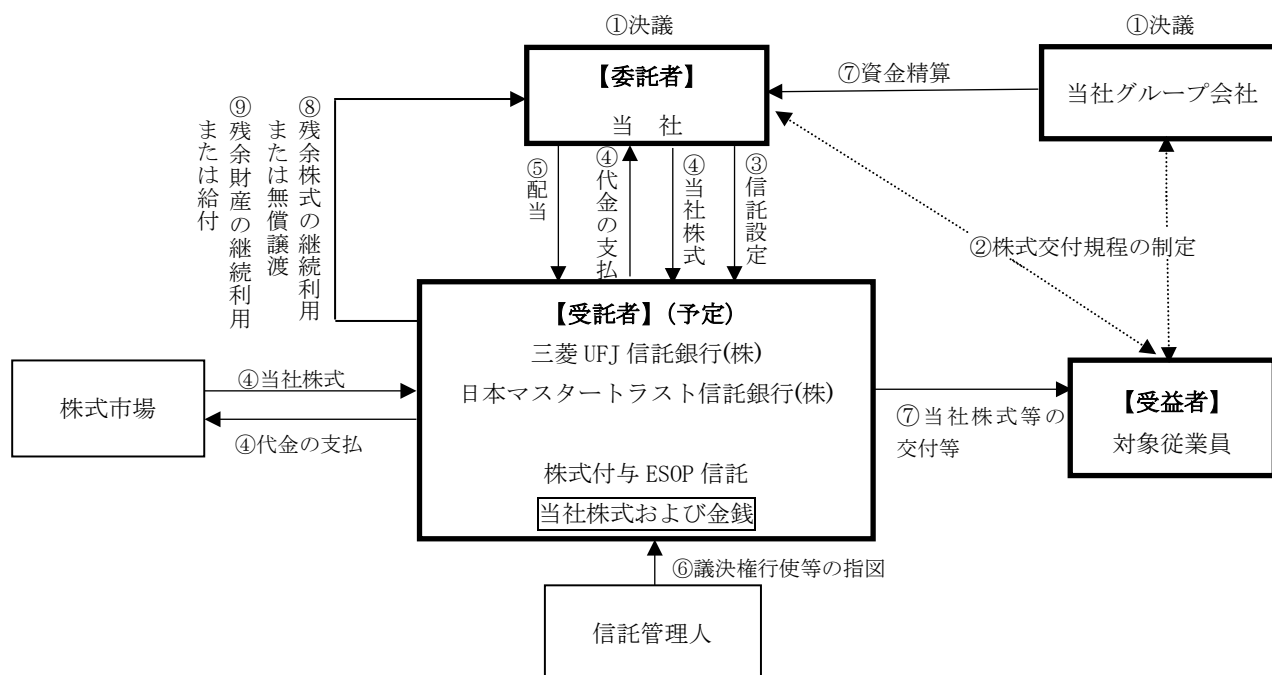
当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社グループ会社の従業員（国内非居住者を除く。以下「対象従業員」という。）を対象として株式付与 ESOP 信託を活用した株式交付制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社グループは、中長期的な企業価値の向上と持続的成長の実現を目的として、従業員株式交付制度を導入いたします。本制度は、業績に連動して創出された利益の一部を自社株式として従業員に還元することにより、従業員の企業価値向上に対する当事者意識を高め、持続的な成長を支えるインセンティブとして機能するものです。また、当社グループ全体で企業価値向上に向けた行動を促進することで、中期経営計画の達成に資する組織力の強化を図ります。さらに、人的資本への投資を通じて成長力の持続的な向上を実現し、企業価値の最大化につなげてまいります。
- (2) 本制度は、中期経営計画期間を対象（以下「対象期間」という。ただし、当初の対象期間は2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までとする。）として、対象従業員に対し業績目標の達成度等に応じてポイントの付与を行います。
- (3) 本制度は、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP 信託」という。）の仕組みを採用し、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に、当該付与ポイントに相当する当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付（以下「当社株式等の交付等」という。）するものです。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、ESOP 信託の導入に関して必要な決議を行います。当社グループ会社は、各社単位で本制度の導入に関して必要な決議を行います。
- ② 当社および当社グループ会社は、本制度に関する株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は金銭を受託者に信託し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とする ESOP 信託を設定します。
- ④ ESOP 信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（新株発行もしくは自己株式処分）から取得します。
- ⑤ ESOP 信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ ESOP 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、一定の要件を満たす対象従業員に対して、当社株式等の交付等を行います。当社グループ会社は、各社の対象従業員に対し交付および換価処分相当額の金銭が支給された当社株式の取得に要した金銭を当社に対して精算します。
- ⑧ 信託期間の終了時に残余株が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度として ESOP 信託を継続利用することができます。なお、ESOP 信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、ESOP 信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した当社株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の終了時に生じた ESOP 信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により ESOP 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※信託期間中、ESOP 信託内の当社株式の数が不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払に不足する可能性が生じた場合には、ESOP 信託に追加で金銭を信託する可能性があります。

3. 信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）（予定） |
| ⑤ 受益者 | 対象従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 2026年8月3日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2026年8月3日～2031年8月31日まで |
| ⑨ 制度開始日 | 2026年8月3日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとする |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 28.2億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭ 株式の取得時期 | 2026年8月6日～2026年9月4日（予定） |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする |

以 上